

「宇都宮市保育の実施選考基準」等 の見直しについて

令和6年8月27日
子ども部保育課

1. 見直しの趣旨・概要等

◎ 趣旨

保育所等の利用調整（入所選考）の根拠となる「宇都宮市保育の実施選考基準（以下、「選考基準」という。）」や、保育所等の入退所に係る運用の見直しの内容について協議するもの。

<保育所等の利用調整（入所選考）について>

保育所等の利用に係る調整は、公平性・客観性を明確にするため、入所申込内容（保育の必要性などを含めた各世帯の状況など）について、「選考基準」に基づき指数化し、「基準指数」と「調整指数」の合計指数が高い家庭から各保育所等の受入可能数の範囲内で入所（利用者）者を決定している。

【参考】選考基準の内容

基準指数	調整指数
子ども・子育て支援法施行規則に規定される「保育の必要性」を保護者の状況に応じて区分する指数 例) 就労, 妊娠・出産, 疾病, 障害など	保育所等の優先利用の基となる「福祉的配慮」や「養育環境の配慮」などを行う指数 例) ひとり親世帯, 兄弟姉妹同時申込など

<本市における「選考基準」の見直しについて>

- ・ 選考基準第4条の規定に基づき、「社会環境の変化などを考慮し、基準指数表については5年、調整指数表については、随時、見直しを行うもの」とされ、令和6年度は基準指数の見直しの年となる。
- ・ なお、これまで本市では、国の動向や社会環境の変化などによる利用調整に係る実態や課題を踏まえ、基準指数表については1回、調整指数表については5回の見直しを行ってきた。

2. 利用調整等の現状と課題

1 利用調整の基本的な考え方

保育所等の利用調整は、国の通知等に基づき行っており、本市においても現状の国の考え方に基づいた調整指数等を設定している。（※別紙1参照）

2 本市の待機児童の状況

本市では、平成29年～令和6年まで8年連続で4月1日時点の待機児童ゼロを達成しているほか、令和4～5年度は2年連続で、年間通した待機児童ゼロを達成している。

【参考】入所保留者の内、兄弟姉妹入所園への希望者数
 R3.4 40名（見直し前）
 R4.4 27名（△13名）
 R5.4 29名（△11名）
 R6.4 26名（△14名）

3 本市における利用調整の状況

(1) 兄弟姉妹同時申込み

令和3年度に「兄弟姉妹が入所している施設を希望する場合」の加点を強化したことにより、兄弟姉妹が同一施設に入所できる数が増加している一方、「兄弟姉妹が同時申込をする場合」の加点は低いことから、同時期・同施設への入所が叶わず、別の施設に入所する事例が見受けられる。

(2) 地域型保育事業

“地域型保育事業は2歳児までしか在園できず、その後の行先が不安”という理由から、他の施設類型と比較して、特に年度前半は保護者の選択肢に入りにくく、入所率が芳しくない状況である。

【参考】令和6年4月時点の入所率（施設類型毎）

施設類型	主な対象児童	入所数	定員数	入所率
保育所	2, 3号認定	6,938名	6,942名	99.9%
認定こども園	1, 2, 3号認定	2,364名	2,232名	105.9%
地域型保育事業	3号認定	696名	878名	79.2%

2. 利用調整等の現状と課題

(3) 内定辞退

特段の事情がないにも関わらず、内定辞退後の翌月以降も同施設への入所申請を継続させるなど、入所の意思がない申込により、真に入所を希望する方の妨げとなっている事例がまれに見受けられる。

(4) 保育の必要性に係る「就労」要件

育児休業明けによる入所申込の際は、国通知（保育所入所の弾力的取扱いについて）を踏まえ、復職予定日の前月からの「就労」要件を認めているが、新規就労による入所申込の際は、就労開始月からのみ「就労」要件を認めている。

同通知では、新規就労の場合も同じ取扱いが可能とされていることや、子育てと仕事の両立の観点から、新規就労の場合の取扱いについて検討する必要がある。

2. 利用調整等の現状と課題

4 市民等からの意見（R3～R6の主な市民相談案件） ※市民相談案件は、市長あての意見書として文書受理したもの

内容	R3	R4	R5	R6	合計
育休退園の見直し	1	4	1		6
長期欠席の見直し（里帰り出産等）	1	1	1	1	4
保育料等の減免等の要望		7	3	1	11
その他	3	3	4	1	11

R6.4より第2子保育料無償化を実施！！

(1) 育児休業取得に伴う退所について

育児休業取得に伴う在園児童の取扱いについては、令和4年9月から、全ての児童に対して「下の子が満1歳になるまでは継続入所が可能」と見直しを行ったところであるが、2年以上育児休業を取得する場合における保育所等を退所する事例がある。

(2) 里帰り出産など含む、長期欠席について

長期欠席期間については、現在、本市では「1か月以上登園しない月がある場合は原則退所」としているが、近年、外国籍児童の海外一時帰国や里帰り出産、長期入院などにより、“1か月以上登園できないが退所になるのか”という相談が増えている。

※ この場合、退所とならないように月に1日だけ登園したり、やむを得ず一旦退所するのが現状だが、退所の場合は、再度入所申込をしても同じ施設に入所できるとは限らない。

3. 「選考基準」等の見直し内容（案）

1 見直しに係る考え方

本市では、継続的な待機児童ゼロを達成するなど、保育の必要のある方が保育所等を利用することができている中、今回は「養育環境の配慮」や「子育て支援・少子化対策の配慮」の観点から、選考基準の見直しや入退所に関する運用上の取扱いについて見直しを行うこととする。

2 見直しの方向性

項 目		課題等に対する対応
選考基準	基準指数	国の動向や本市の待機児童の状況等を踏まえると、 <u>特段の課題等もないことから見直しは行わない。</u>
	調整指数	「兄弟姉妹同時申込」や「地域型保育事業」など、本市における利用調整の課題を踏まえ、 <u>調整指数の配点について見直しを行う。</u>
入退所に係る運用取扱い		「内定辞退」、「就労要件の取扱い」などの本市における利用調整の課題や、「育児休業による退園」、「長期欠席」などの市民等からの意見を踏まえ、 <u>子育てしやすい環境づくりの観点から、入退所等に係る運用の取扱いについて見直しを行う。</u>

3. 「選考基準」等の見直し内容（案）

3 見直しの具体的内容

(1) 基準指数の見直し

福祉的視点などに十分配慮した指数となっていることから見直しは行わない。

(2) 調整指数の見直し（※別紙2参照）

●地域型保育事業の卒園児への加点の強化：「+3点」⇒「+5点」

地域型保育事業卒園児に対するインセンティブを強化（現状から2点加点）することで、地域型保育事業が選択肢の1つとなり、様々な施設から保護者が多様な選択できる環境を整える。

変更前	No.8	小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	3
変更後	No.8	小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	<u>5</u>

●兄弟姉妹同時申込み加点の強化：「+2点」⇒「+3点」

既に在園児のいる家庭の場合と比較し、施設の選択肢の幅は広いことから、兄弟姉妹在園加点（+4点）より1点低く抑えたものとするが、現状より加点を強化することで、兄弟姉妹同時申請時における同一施設の内定の増加が期待できる。

変更前	No.10	兄弟姉妹や多胎児など2人以上の同時申込みの場合 （多胎児の場合は更に+1）	2 （+1）
変更後	No.10	兄弟姉妹や多胎児など2人以上の同時申込みの場合 （多胎児の場合は更に+1）	<u>3</u> （+1）

3. 「選考基準」等の見直し内容（案）

(3) その他の運用上の取扱いの見直し

●内定辞退への対応に係る注意喚起の強化について

正当な理由なく内定辞退をした場合、同年度内に同施設を希望することはできないことを周知する。
（正当な理由の例）子が急遽入院することとなり、その月には入所できなくなった場合等

●「就労」要件における入所申請について

新規就労による入所申込の場合に、就労開始日の前月からの「就労」要件を認める。

●在籍児童に係る育児休業中の継続入所について

育児休業期間中（雇用主の証明する期間（自営業主の場合は本人の申告する期間））は、在籍児童の保育所等の継続入所を認める。（育児休業所得に伴う退所の取扱いを撤廃する。）

●長期欠席の期間について

原則として2か月以上登園しない月がある場合、退所とする。（これまでの1か月から期間変更）

◀期間を2か月とする理由▶

長期間にわたる継続的な欠席の場合は退所となることを踏まえ、一般的な里帰り出産期間である6週間や、労働基準法上における産後8週間の就業禁止の規定に対応できる期間として2か月と設定するもの

【参考】妊産婦に対するメンタルヘルスケアのための保健・医療の連携体制に関する調査研究（H30.3 三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

産前の里帰り期間の平均値：5.7週，中央値：4.0週 産後の里帰り期間の平均値：5.8週，中央値：4.0週

4. 今後のスケジュール

- ・ 8月27日 宇都宮市子ども・子育て会議において意見聴取
- ・ 9月 「選考基準」の改正（令和7年4月入所から適用）
- ・ 10月 1日
 - ・ 「入所のご案内」更新（市民向け周知）
 - ・ **運用取扱いの見直しの適用開始**
- ・ 12月 **新たな「選考基準」に基づく利用調整の実施（令和7年4月入所分から）**